

京 都 大 学 教 員 の 任 期 に 関 す る 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前						改 正 後					
(前 略)						附 則（令和８年達示第８６号） １ この規程は、令和８年１０月１日から施行し、同日以後に雇用（昇任を含む。）される者及び公募に基づいて配置換する者について適用する。 ２ 改正後の別表第１の規定にかかわらず、この規程の施行の際現に改正前の同表の規定に基づき任期を定めて雇用されている iPS 細胞研究所の准教授及び講師の任期及び再任の可否並びに任期の末日は、なお従前の例による。					
別表第 1						別表第 1					
部局名	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考	部局名	教育研究組織の名称	対象となる職	任期	再任の可否	備考
(略)						(同 左)					
iPS細胞研究所	全研究部門・部門	教授	10 年	可		iPS細胞研究所	全研究部門・部門	教授	(同 左)		
		准教授講師	7 年	可				准教授講師	5 年	可 ただし、 1 回限り	
		助教	5 年 ただし、再任の場合にあっては 2 年	可 ただし、 1 回限り				助教	(同 左)		
(略)						(同 左)					
別表第 2	} (略)					別表第 2	} (同 左)				
別表第 3											
別紙様式											